

日本女子大学自己点検・評価規則

平成8年2月1日 制定

改正 平成10年4月1日 平成15年3月12日 平成17年4月1日 平成18年4月1日
平成19年4月1日 平成22年4月1日 平成24年4月1日 平成26年4月1日
平成27年4月1日 平成29年4月1日 平成30年4月1日 平成30年6月1日
平成31年4月1日

(目的)

第1条 この規則は、日本女子大学学則第2条、日本女子大学大学院学則第2条及び日本女子大学家政学部通信教育課程規程第2条の規定に基づき、大学及び大学院の目的並びに社会的使命を達成するために、教育研究水準の向上を図り、教育研究活動の状況及び管理運営等について、自己点検及び評価を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(自己点検・評価の組織)

第2条 前条の目的を達成するために、自己点検・評価委員会を置き、自己点検・評価委員会の下に自己点検・評価教学委員会及び自己点検・評価法人委員会を置く。

2 部門ごとに自己点検及び評価を行うために、次の各号のとおり自己点検・評価を担当する組織（以下「自己点検・評価担当組織」という。）を置く。

(1) 自己点検・評価教学委員会の下に、学部・研究科・課程・委員会等教学に関する各自己点検・評価担当組織

(2) 自己点検・評価法人委員会の下に、事務局等法人に関する自己点検・評価担当組織

(3) 自己点検・評価委員会の下に、図書館、成瀬記念館、総合研究所、現代女性キャリア研究所、教職教育開発センター、生涯学習センター、メディアセンター、カウンセリングセンター、保健管理センター、さくらナースリーの各自己点検・評価担当組織

(点検・評価項目)

第3条 自己点検・評価は別表1に定める項目を基準とし、その細目については、自己点検・評価委員会の示す基本方針及び実施基準等に基づき、自己点検・評価教学委員会及び自己点検・評価法人委員会が定め、自己点検・評価委員会の承認を得るものとする。

(各種方針)

第4条 自己点検・評価委員会は、別表1の項目ごとに各種方針を定め、これを公表する。

(到達目標)

第5条 各自己点検評価担当組織は、自己点検・評価委員会の示す基本方針及び実施基準等に基づき、年度ごとに到達目標を策定し、点検・評価を行う。

2 前項の到達目標のうち学校法人日本女子大学中・長期計画の大学・大学院に係るものは、大学改革運営会議等において策定された当該年度の重点目標又は事業計画に則り策定しなければならない。

3 自己点検・評価委員会は、各自己点検評価担当組織が、前項に則り到達目標の策定及び点検・評価を行うよう必要な措置を講ずる。

(自己点検・評価におけるIRの活用)

第6条 自己点検・評価は、客観的な根拠資料又はデータに基づき実施するよう努めるものとする。なお、データの取り扱いについては、別に定める。

(点検・評価結果の活用)

第7条 自己点検・評価委員会は、大学改革運営会議等に対し、作成した自己点検・評価報告書と検証結果を提出しなければならない。

2 大学改革運営会議等は、自己点検・評価報告書の精査、決定を行い、学部・研究科の教学活動の改善・改革方策の策定を行う。

3 理事長及び学長は、自己点検・評価の結果、改善が必要と認められた事項について、有効かつ具体的な措置を講ずるものとする。

4 本学の構成員は、自己点検・評価の結果、改善が必要と認められた事項について、改善に努めなければならない。

(点検・評価の公表)

第8条 自己点検・評価の結果は、自己点検・評価委員会の議を経て、理事長及び学長の責任において公表する。

(自己点検・評価委員会)

第9条 自己点検・評価委員会は、次の事項を審議・決定する。

- (1) 自己点検・評価の基本方針、実施基準及び評価指標の策定
- (2) 到達目標の設定
- (3) 自己点検・評価教学委員会及び自己点検・評価法人委員会から報告された点検評価結果の検証
- (4) 自己点検・評価報告書の作成及び報告
- (5) 認証評価及び外部評価の実施に関する事項
- (6) 各附属機関の自己点検・評価の実施に関する事項
- (7) その他自己点検・評価委員会が必要と認める事項

2 自己点検・評価委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 理事長
- (2) 学長
- (3) 自己点検・評価教学委員会及び自己点検・評価法人委員会の正副委員長
- (4) 学内理事
- (5) 副学長
- (6) 事務局長
- (7) 学部長
- (8) 研究科委員長から1名(大学院担当理事)
- (9) 家政学部通信教育課程長
- (10) 総務部長、財務部長、入学・広報部長、学務部長、学務部事務部長、学生生活部長
- (11) 大学改革推進室長
- (12) その他自己点検・評価委員会が必要と認める者

3 委員長は理事長又は学長が当たり、副委員長は委員長によって指名された委員が当たる。

4 委員長は委員会を招集しその議長となり、副委員長はこれを補佐する。

5 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

6 委員会は3分の2以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって決する。

(自己点検・評価教学委員会)

第10条 自己点検・評価教学委員会は、自己点検・評価委員会の基本方針を踏まえつつ、次の事項のうち主に教学に関することについて審議・決定する。

- (1) 自己点検・評価の具体的な実施要項、評価の視点及び指標の策定
- (2) 到達目標の設定
- (3) 各自己点検・評価担当組織から報告された自己点検・評価に対する評価
- (4) 各自己点検・評価担当組織から報告された改善状況の評価
- (5) 自己点検・評価報告書の作成及び自己点検・評価委員会への報告
- (6) 自己点検・評価委員会への改善状況の報告

2 自己点検・評価教学委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 家政学部長、文学部長、人間社会学部長、理学部長
- (3) 家政学部通信教育課程長
- (4) 家政学研究科委員長、文学研究科委員長、人間生活学研究科委員長、人間社会研究科委員長、理

学研究科委員長

- (5) 家政学部、文学部、人間社会学部、理学部の自己点検・評価担当組織の構成員の中から各学部ごとに2名
 - (6) 家政学研究科、文学研究科、人間生活学研究科、人間社会研究科及び理学研究科の自己点検・評価担当組織の構成員の中から各研究科ごとに1名。なお、人間生活学研究科選出委員は、家政学研究科選出委員を兼ねることができる。
 - (7) 学務部長、学生生活部長
 - (8) 大学改革推進室長
 - (9) その他自己点検・評価教学委員会が必要と認める者
- 3 前項第5号及び第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 4 委員長は、自己点検・評価委員長によって指名された委員が当たり、副委員長は委員長によって指名された委員が当たる。
 - 5 委員長は委員会を招集しその議長となり、副委員長はこれを補佐する。
 - 6 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
 - 7 委員会は3分の2以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって決する。

(自己点検・評価法人委員会)

第11条 自己点検・評価法人委員会は、自己点検・評価委員会の基本方針を踏まえつつ、次の事項のうち主に法人に関することについて審議・決定する。

- (1) 自己点検・評価の具体的な実施要項、評価の視点及び指標の策定
- (2) 到達目標の設定
- (3) 各自己点検・評価担当組織から報告された自己点検・評価に対する評価
- (4) 各自己点検・評価担当組織から報告された改善状況の評価
- (5) 自己点検・評価報告書の作成及び自己点検・評価委員会への報告
- (6) 自己点検・評価委員会への改善状況の報告

2 自己点検・評価法人委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 事務局長
- (2) 総務部長、財務部長、管理部長、入学・広報部長、学務部事務部長、学生生活部長、通信教育・生涯学習事務部長、図書館事務部長
- (3) 大学改革推進室長
- (4) その他自己点検・評価法人委員会が必要と認める者

- 3 委員長は、自己点検・評価委員長によって指名された委員が当たり、副委員長は委員長によって指名された委員が当たる。
- 4 委員長は委員会を招集しその議長となり、副委員長はこれを補佐する。
- 5 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 委員会は3分の2以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって決する。

(プロジェクトチーム)

第12条 自己点検・評価委員会は、自己点検・評価の実質的対応を行うため、プロジェクトチームを置くことができる。

2 プロジェクトチームの構成、任務等については別に定める。

(各委員会の事務局)

第13条 自己点検・評価委員会及び自己点検・評価法人委員会の事務局は大学改革推進室に置く。自己点検・評価教学委員会の事務局は学務部に置く。

(規則の改廃)

第14条 この規則の改廃は、自己点検・評価委員会、自己点検・評価教学委員会及び自己点検・評価法人委員会並びに各学部教授会及び各研究科委員会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年3月12日から施行する。

附 則（事務組織改編に伴う改正）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（役職新設等による委員の追加に伴う改正）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（事務組織変更に伴う改正）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（事務組織変更等に伴う改正）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（各委員会の役割の明確化等に伴う改正）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（大学基準への対応及び内部質保証体制の見直しに伴う改正）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（事務組織改編等に伴う改正）

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（各種方針及び到達目標策定事項の追加に伴う改正）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1

1	大学・学部（通信教育課程を含む）・大学院等の理念・目的
2	内部質保証
3	教育研究組織
4	教育課程・学習成果
5	学生の受け入れ
6	教員・教員組織
7	学生支援
8	教育研究等環境
9	社会連携・社会貢献
10	大学運営・財務
11	その他